

③夫婦子供4人世帯：夫婦ともに45歳。世帯主、給与収入300万円(所得202万円)、配偶者、給与収入120万円(所得55万円)、高校生1人、小学生1人

●国保税所得割算定基礎額(2,020,000-430,000=1,590,000(ア) 550,000-430,000=120,000(イ)
(ア)+(イ)=1,710,000)×所得割率=所得割額

●均等割、平等割「2割軽減」対象世帯 ↑ ↓ 0未満が生じる場合は0とします。

↑世帯所得257万円：43万円+(57万円×被保険者数4人)+10万円×(給与所得者等数2人-1)=281万円以下に該当

※給与所得者等数：給与収入55万円を越える人、または年金収入125万円(65歳未満は60万円)を超える人

※均等割額、平等割額の軽減については「国保税の減額」のページを参照してください。 単位：円

令和8年度	国保税額					↓ 「 2 割 軽 減 」 ↓		A + B + C + D	
	所得割額(※1)	均等割額(※2)	18歳以上 均等割額(※3)	平等割額	計(※4)		= 税額		
医療分	116,280 +	82,560 +	0 +	15,680 =	214,500	A	365,300		
後期分	44,460 +	32,960 +	0 +	6,080 =	83,500	B			
介護分	37,620 +	17,440 +	0 +	4,480 =	59,500	C			
子ども分	5,130 +	1,920 +	160 +	640 =	7,800	D			
	(※1)2人分	(※2)4人分、 介護分2人、 子ども分2人		(※3)2人分	(※4)100円未満切捨て				

④ひとり親世帯：親45歳、給与収入年240万円(所得160万円)、小学生1人

●国保税所得割算定基礎額(1,600,000-430,000=1,170,000)×所得割率=所得割額

●均等割、平等割軽減対象外 ↑ ↓ 0未満が生じる場合は0とします。

↑世帯所得160万円：43万円+(57万円×被保険者数2人)+10万円×(給与所得者等数1人-1)=157万円以下に非該当

※給与所得者等数：給与収入55万円を越える人、または年金収入125万円(65歳未満は60万円)を超える人

※均等割額、平等割額の軽減については「国保税の減額」のページを参照してください。 単位：円

令和8年度	国保税額					A + B + C + D	
	所得割額(※1)	均等割額(※2)	18歳以上 均等割額(※3)	平等割額	計(※4)		= 税額
医療分	79,560 +	51,600 +	0 +	19,600 =	150,700	A	257,100
後期分	30,420 +	20,600 +	0 +	7,600 =	58,600	B	
介護分	25,740 +	10,900 +	0 +	5,600 =	42,200	C	
子ども分	3,510 +	1,200 +	100 +	800 =	5,600	D	
	(※1)1人分	(※2)2人分、 介護分1人、 子ども分1人		(※3)1人分	(※4)100円未満切捨て		